

第 13 章 廃棄物

社会経済の進展や生活様式の変化により、廃棄物は年々増加し、環境に対しても様々な影響を与えるようになった。

このため、廃棄物の処理責任を明確にするとともに処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 45 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）が制定された。

廃掃法では、廃棄物は排出体系から一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理（一般・産業）廃棄物に分類される。このうち、一般廃棄物は家庭などから排出されるごみやし尿とされ、産業廃棄物は事業活動に伴って発生する燃え殻、汚泥など 20 種類に限定している。特別管理廃棄物とは爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有し、人の健康や生活環境に係る被害が生じるおそれのある廃棄物である。

また、一般廃棄物は市町村に処理責任があり、産業廃棄物は事業者が自ら適正処理することを義務付けている。

なお、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムは、ごみ排出量の増大や質の多様化、最終処分場の逼迫や不法投棄などを生み出し、大きな問題となっている。近年は、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した資源循環型社会に転換するという意識が高まる中で、ごみの減量化・リサイクルの推進が重要な課題となっている。

第 1 節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の現況

(1) 一般廃棄物処理計画

廃掃法第 6 条第 1 項では、市町村は一般廃棄物

処理計画を定め、それに従って一般廃棄物を適正に処理するよう規定している。

本市においては、令和 6 年 3 月に令和 15 年度を目標年次とした「君津市一般廃棄物処理基本計画【君津市食品ロス削減推進計画】」を定めた。この計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針とするもので、ごみ処理と食品ロス削減、生活排水処理に係る基本的方向を定めている。

ごみ処理に関しては、①4R の更なる推進、②適正処理の推進と不適正処理対策の強化、③市民・事業者・行政の協働の推進の三点を基本方針に掲げ、令和 15 年度までに 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 850 g / 人・日（令和 4 年度実績 909 g / 人・日に対して約 6%削減）とする減量化目標と、リサイクル率を 30.0%とする再資源化目標を設定した。

生活排水処理に関しては、①生活排水処理施設の整備・普及、②適正処理・管理の推進の二点を基本方針に掲げ、令和 15 年度の生活排水処理率を 79.9%とすることを目標に定めた。

(2) ごみ処理の現況

ごみ排出量の推移を表 13-1 及び図 13-1 に、リサイクル率の推移を図 13-2 に示す。

本市では、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、平成 12 年 10 月からごみの指定袋制度を柱とした新たなルールをスタートし、その後、さらなるごみ減量化を進めるため、平成 28 年 4 月からは指定ごみ袋を 1 枚目から有料とする「単純従量制」を実施している。

令和 5 年度のごみ排出量は 26,932 t となり、令和 4 年度（27,681 t）と比較すると、749 t（約 2.7%）減少した。

なお、資源ごみの分別収集、直接溶融炉から発生するスラグ等の再資源化等により、令和 4 年度のリサイクル率は 23.3%で、県内自治体の中では

7 番目に高く、県全体のリサイクル率（22.6%）
を上回っている。

（表 13-1） ゴミ排出量の推移

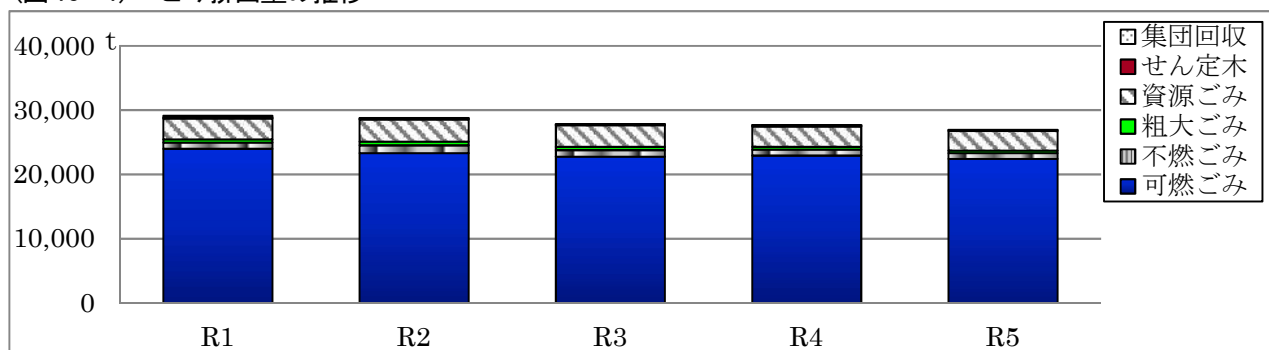
	R1	R2	R3	R4	R5
可燃ごみ	23,972	23,312	22,772	22,936	22,421
	3.1%	-2.8%	-2.3%	0.7%	-2.2%
不燃ごみ	984	1,217	1,008	899	866
	13.0%	23.7%	-17.2%	-10.8%	-3.7%
粗大ごみ	488	586	493	443	418
	3.6%	16.4%	-15.9%	-10.1%	-5.6%
小計	25,444	25,115	24,273	24,278	23,705
	3.5%	-1.3%	-3.4%	0.0%	-2.4%
資源ごみ	3,250	3,419	3,351	3,181	3,034
	-5.8%	5.2%	-2.0%	-5.1%	-4.6%
せん定木	157	160	150	171	141
	11.3%	1.9%	-6.3%	14.0%	-17.5%
小計	3,407	3,579	3,501	3,352	3,175
	-5.1%	5.0%	-2.2%	-4.3%	-5.3%
集団回収	268	81	65	51	52
	-9.2%	-69.8%	-19.8%	-21.5%	-2.0%
合計	29,119	28,775	27,839	27,681	26,932
	2.2%	-1.2%	-3.3%	-0.6%	-2.7%

備考：1 上段は排出量（単位：t）、下段は前年度比減量化率。

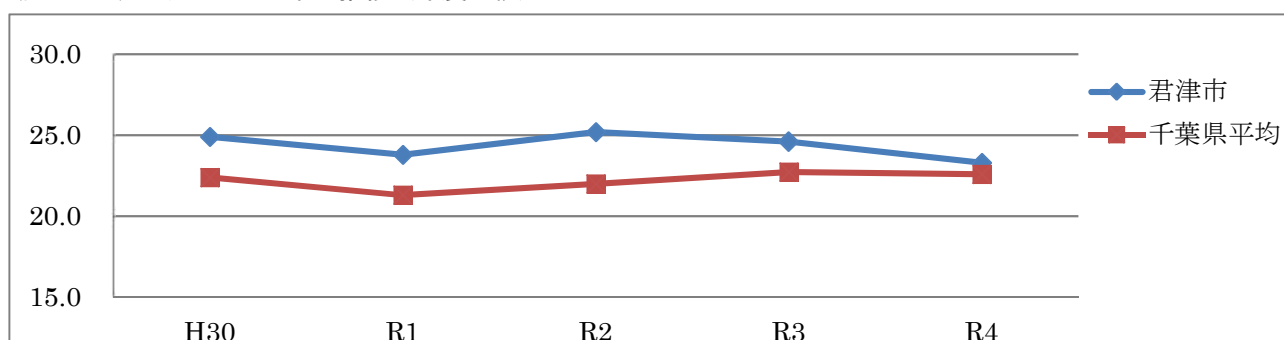
2 可燃ごみにはし尿脱水汚泥及び貝殻を含む。

3 不燃ごみには有害ごみ（乾電池等）を含む。

（図 13-1） ゴミ排出量の推移



（図 13-2） リサイクル率の推移（年度比較）



(3) 君津地域広域廃棄物処理事業

本市を含めた君津地域 4 市の一般廃棄物の処理については、平成 10 年に 4 市と民間 3 社が出資して株式会社かずさクリーンシステムを設立し、平成 14 年 4 月から直接溶融・資源化システムによる広域処理を開始した。

同施設は、ダイオキシン等の有害ガス成分の発生抑制に優れ、他方式に比べ処理対象物の制約も少なく、最終処分量も大幅に削減されるものである。1 日当たりの処理能力は、当初 200 t（100 t × 2 炉）であったが、第 2 期工事として 125 t 炉を 2 炉増設したことにより、平成 18 年 4 月からは 450 t となっている。

本市では、資源化できるごみ以外のもの（可燃ごみ、不燃ごみと粗大ごみの破碎残渣、し尿汚泥）を処理委託している（表 13-2）。また、溶融時に生成されるスラグやメタルは、舗装用骨材や重機のカウンターウエイトなどに再利用されている。これにより、従来の焼却処理と比べて再資源化が進み、搬入量に対する最終処分率は 4%程度となっている。

また、現施設の稼働期間が令和 8 年度までとなっており、次期処理施設について君津地域 4 市に鴨川市、南房総市及び鋸南町を加えた 6 市 1 町で協議会を設立し、令和 9 年 4 月からの供用開始に向けて事業を進めている。

(表 13-2) かずさクリーンシステムへの搬入量

(単位：t)

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	R5
搬入量（君津市分）		24,418	25,938	24,689	23,695	23,637	23,074
区分	可 燃 物	23,636	25,089	23,769	22,905	22,668	21,856
	不燃残渣	538	554	606	382	235	315
	し尿汚泥	244	295	314	408	734	903
搬入量（4 市分総量※）		109,250	114,561	110,581	107,327	105,935	104,772

備考：条例産廃は可燃物に含む。

※令和 4 年度以降は鴨川市を含む 5 市分総量

(4) し尿処理の現況

生し尿と浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者 5 社で業務に当たり、君津市衛生センターにおいて中間処理を行っている。

当該施設は、老朽化が進んだことから、施設の更新を行い、令和 4 年 4 月から新施設で稼働を開始した。

令和 5 年度におけるし尿処理量は、20,057kℓであった（表 13-3）。

(表 13-3) し尿処理量の推移

(単位：kℓ)

年度	生し尿	浄化槽汚泥	合 計
R1	1,986	17,561	19,547
R2	1,794	17,213	19,007
R3	1,687	17,681	19,368
R4	1,689	18,545	20,234
R5	1,722	18,335	20,057

備考：浄化槽汚泥量には、農業集落排水施設からの汚泥を含む。

(5) 合併処理浄化槽補助金制度

河川や湖沼、海域など公共用水域の水質保全と良好な生活環境づくりを進めるため、公共下水道等の計画区域外で合併処理浄化槽を設置する場合、市は、設置者に対して補助金を交付している。

当該補助制度は平成4年度から始まり、令和5年度末までの延べ補助基数は1,659基となっている。

2 資源循環型社会づくり

(1) ごみの減量化・リサイクルへの取組み

① 君津市廃棄物減量等推進員

市民や自治会等との綿密な連携の下に、地域に密着したごみステーションの清潔の保持、ごみの減量化及びリサイクルを推進していくためのボランティアリーダーとして、君津市廃棄物減量等推進員（428名）を委嘱している。

② 資源ごみ回収事業推進協力団体交付金

家庭から排出される資源ごみの分別収集活動を行っている自治会に対して、ごみステーションの管理に必要な備品・消耗品等の購入費や環境美化の啓発費として、収集量1kg当たり2円の交付金を交付している。

③ 資源ごみ集団回収推進事業助成金

家庭から排出される資源ごみの集団回収活動を行っている自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体に対して収集量1kg当たり2円、資源回収業者の組合に対して収集量1kg当たり1円の助成金を交付している。

④ 家庭用生ごみ処理機購入費の助成制度

ごみの減量化対策の一環として、平成12年度から家庭用生ごみ処理機（機械式）を購入する場合、その費用の一部を助成して

いる。

購入助成対象は発酵、乾燥等の方法により、その容量を減少化、又は堆肥化できる家庭用の機械であり、助成金額は購入額の1/2（限度額20,000円）としている。

⑤ 生ごみ肥料化容器購入費の助成制度

生ごみの減量化対策として、生ごみ肥料化容器（コンポスト容器、EM容器）を購入する方に対して、助成金を交付している。助成金額は購入額の1/2（限度額3,000円）としている。

(2) 環境美化の推進

① 君津市環境美化推進員

地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するため、君津市環境美化推進員（428名）を委嘱している。

② 環境美化の日の制定

空き缶やごみ等の散乱を防止し、よりよい地域環境を作るために「君津市まちをきれいにする条例」に基づき、毎年5月30日を基準日として、この日を中心とした前後の日曜日を「環境美化の日」と定め、「散乱ごみ一掃クリーン作戦」を実施している。

第2節 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するか、自ら処理できない場合には、許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされている。

また、処理業（収集運搬業、処分業）を行う場合は、知事の許可を受けなければならないこととされている。処理業者は、排出事業者が自ら行うべき処理を補完する立場にあり、委託された廃棄物を適正に処理する責務がある。

本市における産業廃棄物処理業者数を表 13-4 に示す。

国は、平成2年5月に「建設廃棄物処理ガイドライン」を策定し、産業廃棄物の処理を処理業者

に委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成することを義務付けた。

しかしながら、産業廃棄物の処理を巡っては、不法投棄や屋外焼却行為、最終処分場の残余容量の不足、処理施設の新設にあつては周辺住民等の理解、自然環境に与える影響など、様々な問題を抱えている。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」及び「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」に関して千葉県と協定書を締結し、立入検査証の交付を受け、事業場の立入検査や不法投棄の監視パトロール等を実施している。

（表 13-4） 市内の産業廃棄物処理業者数

（令和5年4月1日現在）

許可の種類	収	収・特	収・中	収・特・中	中	最	計
処理業者数	55	2	4	1	0	1	63

備考：「収」は収集・運搬業、「特」は特別管理産業廃棄物処理業、「中」は中間処理業、「最」は最終処分業

第3節 不法投棄等

1 不法投棄

廃棄物の不法投棄は、周辺に民家等がない山間部の道路沿線や土地の管理が十分でない空き地で多く見られる。

本市では、平成2年10月に「君津市不法投棄監視員設置要綱」を制定し、市民の中から委嘱した10名の不法投棄監視員が市内を定期的に巡回し、不法投棄等を発見した場合は市に通報いただく仕組みを構築した。

また、平成15年4月からは、元警察官等を環境監視員として配置し、現在は2名体制で夜間も含めたパトロール等を行い、廃棄物の不法投棄や不適正処理の監視及び行為者に対する調査、指導を行っている。

市では、ほかにも年末廃棄物不法投棄防止運動

の際にパトロールを実施している。

さらに、平成26年度からは、移動式の監視カメラを導入し、不法投棄多発区域を重点として監視を強化している。

なお、投棄者が判明した場合は、警察署と連携して厳しく対処するとともに、投棄者不明の場合は、土地所有者等に対して管理の徹底と、新たな不法投棄場所とならないための防護柵設置など、再発防止対策について要請している。

不法投棄報告件数を表13-5及び図13-3に示す。

不法投棄の報告件数は、平成30年度から減少傾向にあったが、令和3年度から増加に転じ、令和4年度は89件と高止まりであったところ、令和5年度は78件と減少に転じた。

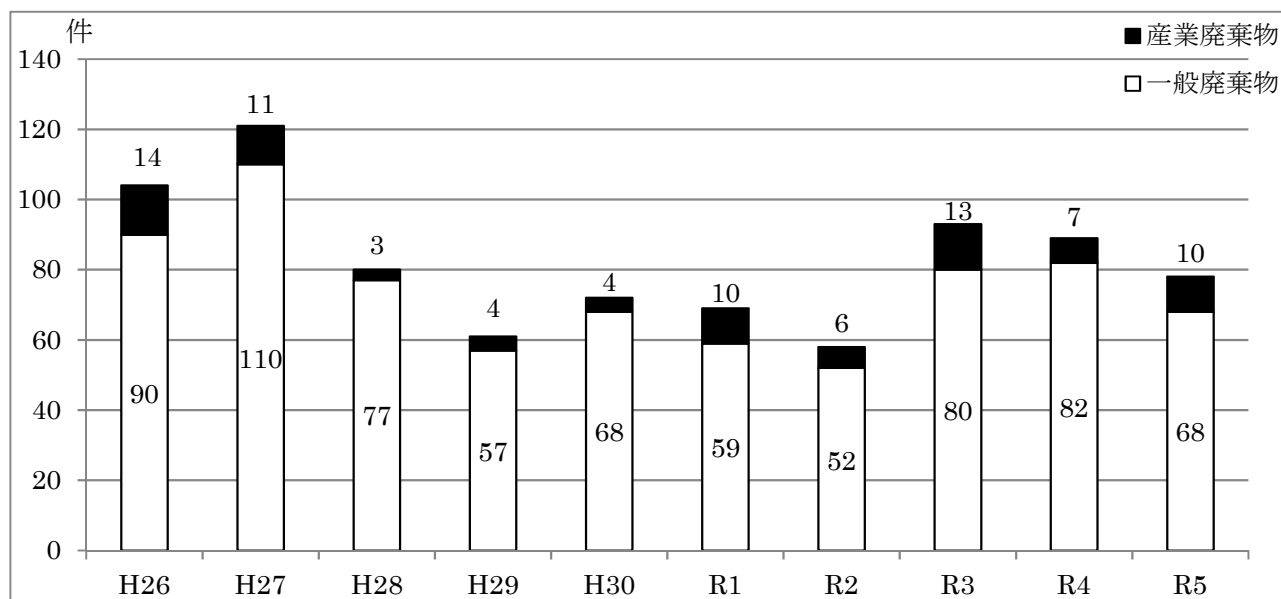
廃棄物の種別については大半が一般廃棄物であり、産業廃棄物については少ない状況である。

(表13-5) 廃棄物不法投棄報告件数

(単位:件)

種 別	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	不法投棄 監視員	苦 情 受 付	監 視 カメラ	不法投棄 監視員	苦 情 受 付	監 視 カメラ	不法投棄 監視員	苦 情 受 付	監 視 カメラ
1 一般廃棄物	36	44	0	46	36	0	37	31	0
粗大ごみ	13	25	0	9	9	0	22	17	0
粗大ごみ 以 外	23	19	0	37	27	0	15	14	0
2 産業廃棄物	1	12	0	1	6	0	2	8	0
建設廃材	0	12	0	1	5	0	2	1	0
金属類	0	0	0	0	0	0	0	1	0
タイヤ	0	0	0	0	1	0	0	3	0
その他	1	0	0	0	0	0	0	3	0
総 数	93			89			78		

(図 13-3) 不法投棄報告件数の推移



2 放置自動車

路上や山間部、空き地等に長期間放置された自動車は、安易な撤去ができず、様々な障害を引き起こす。

このため、本市では平成 15 年 3 月に「君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定した。

条例では、放置自動車の通報を受けた場合は必要な調査を行い、放置自動車廃物判定委員会の判定を受けた上で処分等を行うこととしている。

なお、平成 22 年度以降は条例による放置自動車の取り扱いはない。